

## 秦野市と株式会社横浜銀行との包括連携に関する協定書

秦野市（以下「甲」という。）と株式会社横浜銀行（以下「乙」という。）は、互いの強みを生かした協力体制を構築することにより、地域社会の持続可能な発展とにぎわいの創造に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （協定の目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、互いの強みを生かして連携することにより、地域社会の持続可能な発展とにぎわいの創造に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- (1) 地域経済の活性化に関すること。
- (2) デジタル化の推進に関すること。
- (3) カーボンニュートラルの推進に関すること。
- (4) 次代を担う人材の育成に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域社会の持続可能な発展とにぎわいの創造に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議の機会を設けるものとする。なお、具体的な実施内容や実施時期については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

### （協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときは、その都度、双方が協議して、必要な変更を行うものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに甲又は乙が書面により相手方に特段の申出を行わないときは、本協定は、その有効期間が満了する日から1年間更新される。その後も、また同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める連携事項の実施において知り得た秘密を、第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に使用してはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(疑義の解決)

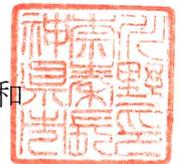
第6条 本協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意を持って協議し解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市長 高橋 昌和



乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号

株式会社横浜銀行

代表取締役頭取 片岡 達也

